

NO.277

精神障害者の家族の会の機関誌

2023年12月18日発行

KSKR

だいかれん

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

みんなねっと全国大会に参加して

理事 美馬 裕美

今年のもみなねっと全国大会は10月14日15日埼玉県さいたま市で開催され、参加しました。

基調講演

ケアラー支援を進める社会に～法制化・条例化・地域づくり～

「家族まかせにしない社会に」をメインテーマにした大会の基調講演では「ケアラー支援を進める社会に」を日本ケアラー連盟代表理事の堀越栄子氏よりお聞きしました。

さいたま市は2020年3月に全国に先駆けてケアラー支援条例が制定された市です。近年ようやく国会でも予算がつけられた「ヤングケアラー」が取り上げられたことで、日本の介護独特の家族のみへの依存が浮き彫りになりました。

「ケアラー」とは家族や周りの人で生活や身の無償の介護をしているすべての人、まさしく私たち精神障害者の家族もケアラーです。当事者に関する支援や制度は徐々に確立してきてはいますが、この国には長く家族制度(父権主義)を背景に、核家族になった現代でも障害者を持つ家族は、その衣食住、通院、服薬管理等々の対応や支援を丸ごと引き受けざるを得ず支えてきました。わが子が発症して以来家族はそういうものだと思い過ごしていました。わが子が四六時中目が離せない時期と母と義父母の介護が重なった時期は今思い出しても過酷でした。家族は周りになかなか「助けて」と言えず、例え打ち明けたしても「大変だけど家族なんだから家族が見てあげないと」という無言の圧力を感じたことがある方は多いと思います。

しかしケアラーの存在が徐々に知られたことで、これまでの「家族＝介護資源」という日本の制度のあり方により疑問を呈する時期になったと思います。イギリスなどでは介護支援法が設けられており、介護者の介護をする時間や内容に応じて費用が出る制度があり介護者の人権も尊重されているそうです(第1分科会より)。ケアラー条例はさいたま市を先駆けに2023年3月末までに北海道や栃木県など18の自治体で制定されているそうです。この国内での各自治体の取り組みをきっかけに「ケアの脱家族化」に向けての支援、法制化が進むことを願ってやみません。

特別講演

障害者権利条約と家族支援

特別講演では「障害者権利条約と家族支援」を埼玉県やどかりの里理事長 増田一世氏からお聞きしました。

日本は2014年に批准した国連の障害者権利条約(p2に続く)

— 目 次 —

- ◆ みんなねっと全国大会に参加して 1～2P
- ◆ みんなねっと
近畿ブロック家族の集いin滋賀に参加して 3P
- ◆ 精神保健福祉講座③④報告 4～5P
- ◆ 家族の思い 5P
- ◆ 新しい集い
賛助会員の会「ぐるっば会」をよろしく願います 6P
- ◆ PSWのミニ知識 7～8P
- ◆ 賛助会費・寄附報告 編集後記 8P

約の権利委員会から2022年9月に勧告を受け、国内の官民双方からの実態レポートの審査を経て、「当事者たちが保護者や実家のもとで生活している状況が多く、自身の暮らしの場や誰と暮らすのかを選択できていない」と指摘されていることを大会参加者の皆さんと再度認識しました。その勧告を受けての厚労省の会見は「権利条約の総括所見は法的拘束力を有するものではない」というやや腰の引けた発言でした。障害者が親から独立し地域で暮らす、そしてその家族も自己の為に生き生きと暮らせる権利が守られる政策を実現するために、私たち家族は全国の家族と共にまだまだ声を合わせて届けて行かなければという思いを強くしました。

大会でのみんなねっとからの報告では、賛助会員数は2022年度末8779人（2012年度末12881人より減少）。そんな中でインターネットの交流サイト「みんなねっとサロン」の登録者数は2020年に開設し2023年3月末で7735名となっています。会場からは「会員総数が1万人を下回ると様々な要望や請願も通りにくい」と言った声もあり、家族会の高齢化や減少も全国共通の問題と感じました。

第3分科会

自立の多様性を考える

～就労だけが自立じゃない。自分の力で歩むプロセス～

大会2日目の分科会は「自立の多様性を考える（第3分科会）」に参加しました。ファシリテーターの方から自立とは～就労だけが自立ではない、自分の力で歩むプロセス～について聞きました。

●視覚障害当事者のお話

身体的な障害者は、周りの人や車椅子など物理的なものに頼らざるを得ない事は当たり前のように思われていますが、障害が中学生頃からだった当事者にとってその現実を受け入れがたかった。視力がほぼなくなっても白い杖を持たずに çıkかけて溝に落ち、それを機に初めて障害を受け入れ、白杖に頼ろうと決心がついた。

●統合失調症のお子さんの母

息子さんが発症から4年経った頃、自宅で訪問看護を受け、卓球や月1回当事者会に行くが身のまわりの面倒は全て引き受けていた母親だった。けれどもある時から、将来は一人で身の回りのことも出来なければと思い、わざと、「今できない、しんどい」と母がして欲しい家事などを頼んだ。初めはできないし、やり方もわからずなかなか洗濯や皿洗いなどもしようとしなかった息子さんが、最後まで任せて少し出来たことも褒めちぎり、ありがたうを欠かさず、徐々に家事をできるように導き、今では一人でできることが増えた。「本人の苦労を取り上げない、本人の苦労は本人に返す」というべてるの家の考えから学び実践したという事でした。

参加して私が感じたこと

このことから私は人や社会的資源に頼らず生きていくことのみが自立では無い、依存を否定しない自立もありだと思いました。80・50問題や、親亡き後の様々な心配はあるけれども、当事者が家族以外の誰かに頼れる人になる、「助けて」を言える人（や制度）を見つけ、繋がる事が必要という事を、親あるうちに話しあい、動き出そう。そしてある程度の日常の身の回りのことができる生活力を当事者が身につけるために、失敗しても体得するまで根気良く見守って、親ならではの「褒め育てる」を親あるうちだからこそ始めてみよう。

家族任せにしないされないために、まずその一步を踏み出すためにいくつかの自分への課題と新しい着眼点を持ち帰ることができた有意義な2日間でした。



第15回全国精神保健福祉家族大会

みんなねっと 埼玉大会

家族まかせにしない社会に

日時 2023年10月14日(土)～15日(日)

会場 Rai Boc Hall(市民会館おおみや)
さいたま市大宮区大門町2-118大宮門街4-8F

精神障害者への誤解・偏見を超えて、家族まかせにせずに
当事者・家族が当たり前前に生きていける地域社会を目指し、
具体的な実践を通して参加者と共に考える場としたい。



みんなねっと近畿ブロック家族の集いin滋賀に参加して

11月19日（日）スカイプラザ浜大津において13時から開催された。

①各府県の報告で印象に残ったこと

奈良県：交通費助成に向けて県議会の傍聴席には障害者が約8割を占めた。

京都府：事務所が立ち退きになりクラウドファンディングで寄付を募り新事務所に移転する。

大阪府：大和川病院事件をきっかけに市民による病院訪問オンブズマン制度（現・療養環境サポーター）ができたが、繰り返し事件はおきている。依然として改善されないのは、地下茎に病巣がはびこっているのではないか。

多くの県から：家族会の高齢化に伴い家族会は衰退傾向にあるとの意見あり。

みんなねっと岡田久実子理事長：医療関係者が集う場で家族会活動について発表する機会を得、家族会の意義と役割を伝える好機となった。

②基調講演 弁護士 東 奈央氏

過去から現在まで繰り返される「精神科病院での人権侵害」を問う ～滝山病院の暴行・虐待事件を受けて～

個人的な感想を述べさせていただく。

- ・医学は日進月歩なのに医療現場ではなぜ旧態依然なのか？箱ものを沢山作ったから、そこに入るものを沢山用意しないとの発想からか、長期入院者は減らない。精神科特例で医療従事者は他科より少ない人員で働いているから、医療従事者のストレスが入院患者にむけられ虐待を受ける。身体拘束を受ける。被害を受けるのはいつも弱者。死亡者がでているのになぜもっと問題視をしないのか。
- ・2024年4月から精神保健福祉法【虐待通報】が障害者虐待防止法の【定義規定】を引用して施行される。虐待発見者【全員】への通報義務は効力を発して欲しい。
- ・障害者権利条約でも改善勧告の地域移行・強制入院について、精神科病院の強制入院は障害に基づく「差別である」とし、自由を奪っている法令の廃止も勧告した。国連の障害者権利委員会ラスカス副委員長は「不当に長い入院は、障害を理由にした人権侵害。医療者だけでなく、独立した機関が入院の必要性をチェックできるようにすることが必要。強制医療ではなく、地域でのケアサポートが重要」と指摘している。
- ・東弁護士は障害者権利条約を本当に守れば、虐待はなくせると言っている。お互いの人権を尊重して穏やかに他人と接することが出来るように心がけたい。

③看護師による患者虐待神出病院事件を風化させない為に

兵庫県精神福祉家族会連合会会長 新銀輝子氏より報告

- ・神出病院で起きたことを時系列に説明。神出病院元看護師6人に有罪判決がおりた。
- ・最後のページの原 昌平（ジャーナリスト）神出病院事件、そして滝山病院事件で改めて問う 家族会が出来る事とは何だろうか？の記事から以下に抜粋しました。

《公務員の傾向と対処法》

- ・ルールにこだわる ⇒ だから「法律はどうなっていますか」と聞こう
- ・書類にこだわる ⇒ だから文字で質問回答も文書、メールにしよう
- ・上下意識が強い ⇒ だから議員、法律家、記者などの協力を得よう
- ・責任を問われたくない ⇒ だから貴方の責任が問われますよとリスクを伝えよう
- ・職員の態度が酷い時は人事課に伝えよう
- ・労力をかけたがらない。不正摘発は手間がかかる。摘発は業績にならない

（理事 三好 忍）



精神保健福祉講座③④報告

精神保健福祉講座③

「国連勧告を受けて精神科医療の問題点～精神科病院虐待・人権侵害を断ちきるために～」

・「私たちのことを私たち抜きに決めないで」この合言葉のもと、世界中の障害のある人たちが参加して、「障害者権利条約」が作成された。目的は、障害のある人たちが差別を受けることなく、好きな場所で暮らし、学んだり働いたりできるという、当たり前の権利の保障である。

・日本は2014年に条約に批准。2022年8月の国連障害者権利委員会による初めての審査で2点の改善勧告がだされた。(1：地域移行・強制入院 2：インクルーシブ教育)

精神科病床が世界一多いのが日本。満床にするために入院期間が長く、強制入院者数は人口あたりヨーロッパの約14倍にもなっている。(有我氏資料参考)

・精神科特例で医師、看護師の数が少なく人手が足りない状態で隔離・身体拘束が増加する。又暴行・虐待事件も後を絶たない。

・私たち家族は、病状が少しでも緩和されればとの思いから病院を信頼して入院させ、患者を病院に委ねるのである。虐待報道を耳にするたび家族は胸を痛め、夜も眠れない日々を送る。精神保健福祉法でも、2024年(令和6年)4月1日から虐待発見者【全員】への通報義務が規定される。発見者には躊躇することなく声をあげていただきたい。

(理事 三好 忍)

9月30日(土)

エル・おおさか本館5階視聴覚室とZOOM配信
参加者：合計50名(会場：家族16名、家族以外6名・ZOOM：家族27名、家族以外1名)

講師：有我 譲慶氏(看護師・認定NPO法人大阪精神医療人権センター理事)

精神保健福祉講座④

「親あるうちに考える 8050・7040問題」

令和4年版障害者白書より

こんなにたくさんの障害者がいることにびっくりしました。

精神障害者は419万人、今は500万人を超えていると先生は、言われていた。

精神障害者のほとんどが在宅である。

医師の診断がないと精神障害者への支援制度は使えない。

国の制度がコロコロ変わっている。誰かが声をあげないと変わらない。

10月21日(土)

アネックスパル法円坂12号室とZOOM配信
参加者：合計72名(会場：家族34名、家族以外2名・ZOOM：家族36名、家族以外0名)

講師：山内 益恵氏 弁護士

遺言書なんてと思う人もいると思う。先生の話の聞くとお金があってもなくても書いて残しておく方が後からもめなくていいと言われた。

成年後見制度 本人を支援する制度で障害者には、使いにくいと言われていた。本当にそう思う。後見人を一度つけるとよほどのことがない限り変えてはもらえない。それが難点ではある。勿論、お金もかかる。しかし、本人の財産がなくなって、生活保護になったとしても後見人は、継続してもらえることは、安心です。

生活保護になっていても、途中で財産が入ると生活保護費がストップしてしまう。

また、財産がなくなれば、一から手続きをしなくてはいけない。そのためには、役所と密にしておくことが大事だと先生が言われていた。持ち家があっても生活保護は使える。

(p5に続く)

最後に、親にとって子供は、障害があってもなくても幸せになってほしいと思うのが当然だ
と思う。親が元気で動ける間に、子供が困らないように準備しておきたい。

役所、福祉サービス、社協など。その為には、今何ができるか考えて、いろんな情報を収集
して勉強していく必要があると思いました。

(ペンネーム こむはな)

家族の思い

ペンネーム コスモス

「もう学校に行かない」と言い放った中学2年生から、かれこれ30年以上の月日が経ってしま
いました。通信制の高校に入学したものの、また行けなくなり退学。それから昼夜逆転
の引きこもり生活に入ってしまった。私が出勤前に並べて置いた靴は帰ってきてても1ミ
リも動いてなく悲嘆に暮れる日々でした。窓が少し開いている、カーテンが開いている。そ
んな小さな変化に嬉しく涙する日もありました。

不登校から10年の歳月が経った頃、意を決して精神科への通院を始めたのは息子自身でし
た。当時、精神科へ行くのはどんなにかハードルが高かったろうに、今の状況をなんとかし
ても変えたいという息子の行動に驚くと共に嬉しく頼もしく思えました。そこで発達障がいと
診断を受け、幼い頃のあんな事やこんな事。小学4年生の頃「僕、なんかみんなとちょっと
違う」と言ったのを笑って聞き流していた事も思い出しました。

それからは同じ境遇の仲間との語らいの場に参加し、みるみる元気になっていきました。
同じ思いの仲間がいることの安心感や共感がこんなにも明るく元気にしてくれるのだと身に
しみて感じたものです。笑顔や家族との会話も増え、数年後には作業所にも通えるようにな
り就職にもこぎつけました。スーツを着て満員電車に乗りよく頑張っているなあ、こんな日
が来るとは思いながらも、なぜか表情が硬いのが気になっていました。

やっぱりおそれていたことが現実になり、1年が経った頃、「辞める」と行けなくなりました
。それからの彼は顔も合わさず、また引きこもり生活に戻ってしまいました。真面目な性
格は自分自身を追い込み、責め、不甲斐なさや親へ顔向けできないとも思うのか今までより
いっそうひどい状態になっていきました。発達障がい特有のこだわりやため込み、片付けで
きない等々。

私も顔色をうかがったり腫れ物に触るような毎日でした。でも家族会の仲間と話したり学
習したりを積み重ねていくうち私自身も開き直りもでてきました。現在も相変わらずですが、
少しでも息子との距離を縮めようと「おはよう」「暑いね」「おなかすいてないか」とたわいも
ない会話を続けています。

昨夏、ちょっといいことがありました。息子の部屋のクーラーが壊れたのです。たとえ電
気屋さんでも第三者が入るのはピンチがチャンス。何年かぶりにほこりのたまった部屋を掃
除しました、結露でカビの窓はさすがに「手伝って～」と言ってきました。「手伝って」言
えたことに「ヨシッ！」と本当にうれしく思いました。それから時々掃除機をかけている
と「ついでにやってや」と言うようになりました。最近は弟の子ども達がちょくちょくやっ
て来ます。無邪気で先入観を持たない子ども達は、「おっちゃん～」
と部屋に入っていきます。息子がリビングにきた時、差し出した
甥っ子の手にハイタッチをして2階に上がって行きました。笑いと
和やかな雰囲気になったのは久しぶりのことでした。

何度も失敗や挫折を繰り返してきたかもしれないけど、もう情け
ないなんて思っていないよ。いいんやで、そのままの自分で。この先
のことを考えると不安がいっぱいですが、少しずつ穏やかな優しい
自分を取り戻して前を向いてほしいなと願っています。



新しい集い

賛助会員の会「ぐるっぽ会」をよろしくお願いします

賛助会員の集いが来年2024年1月から新しくスタートします。「ぐるっぽ会」と名前が変わります。理事 峯苔と理事 美馬が担当します。よろしくお願いします。
「ぐるっぽ」とは、イタリア語で「集まり」を意味します。日頃の暮らしのなかでの家族としての思い、悩み、困りごと、また大家連へのご要望などざっくばらんに語り合う場を設け、お互いの親睦をはかるようにと企画しました。奇数月の第3日曜日午後1時30分（原則）大家連事務所で定期的に開催します。

わたしは、長男の疾病で、たくさんの方との出会いがありました。そして、話を聞いて下さる方があり、何とかやってこられた事に感謝してます。その感謝を幾らかでも恩返しの気持ちで臨みます。賛助会員の集いで新しい出会いに胸をときめかせています。

大家連は、創立53年を迎えます。この組織を続けてこられたのは、先輩の方々の自分の家族への思いがあったからこそだろうと共感して、わたしもその中のひとりとして皆さんと共に活動していこうと思っています。人と人との出会いと繋がり、この病には大事なことだと強く知りました。どうか宜しくお願いします。

(文責 理事 峯苔 絹子)

大阪府精神保健福祉功労者知事表彰 おめでとうございます！

倉町 公之 さん

(大阪府精神障害者家族会連合会 前会長)

倉町公之さんは長年にわたり精神障害者の家族として家族会活動に関わり、大阪府精神障害者家族会連合会（だいかれん）会長就任後は、さまざまな活動をされ家族会の発展に尽くされてこられました。その功績が認められ令和5年11月14日に知事表彰されました。



配偶者・パートナーの集い

日時…奇数月
(9月・11月・1月・3月)

第2日曜日午前10時～12時

場所…大家連事務所

(アネックス・パル法円坂A棟4階)

問合せ…大家連事務局

06-6941-5797

参加無料

精神障害を持つ人の配偶者・パートナーの人たちがつながり、語りあう場です。他の場ではなかなか理解してもらえない思いや体験を、同じ立場同士でわかちあいませんか。

ひとりで悩んでいませんか？

心の病の患者さんを抱えている家族の方
ひとりで悩んでいないで…
あなたはもう
ひとりぼっちではありません！
同じ家族の立場で
電話相談員があなたの悩みを
お聞きします。



大家連 電話相談室

☎06-6941-5881

電話相談日 月～金 11:00～15:00

(祝日・お盆・年末年始は休みます)
(コロナ発生状況により変更あり)



障害福祉サービスなど つながりにくい人の支援について

堺市相談支援ネット 総合相談情報センター 萩原 敦子

いつもこの精神保健福祉士のコーナーをお読みいただき、ありがとうございます。精神保健福祉士は、精神障害を持つ方やそのご家族、メンタルヘルスに課題のある方を支援していく福祉専門職です。よろしくお願いいたします。

家族会に参加されている方から、医療にはかろうじてつながっているが、それ以外にはつながりがない、日常的に家族以外の人との人間関係がなく心配という声を耳にします。また、過去には医療機関を受診していたが、現在は通院や服薬を中断している。あるいは、家族が代理で通院を続けている。今はいいとしても家族が居なくなった時のことが気になっているといった深刻なお声を聴くことがあります。

今回は、精神障害の当事者が、自ら、自宅以外の場に出かけることを望まれていない場合の対応について考えていきます。

前回までのミニ知識で、障害福祉サービスとしての就労継続B型事業所や地域活動支援センターについてご紹介しました。どこかに通ってみたいといった気持ちがあれば、見学にお誘いすることができます。しかし、意欲が乏しい、現実的な会話が難しいと家族から見える状況も精神障害による症状から来ると考えられます。さらに、ご自身が自分の病気や障害をどう捉えられているかにも左右されます。いつも幻聴などの病的体験があり、聞こえてくる声や気配は現実のものと考えられている場合は、安全な場所から出ていくことに大きなエネルギーが必要です。安心感・安全が保証されていることに配慮が必要です。自分は、精神疾患でないと病気を否認されている場合もあります。当事者自身が自らの現在の状況をどのように考え、障害を受け入れていかれるかといったことと関係しています。家族が様々な期待をすることが、かえってその方の負担感を大きくしている場合もあります。

上記の様な方のご相談をお受けする場所はどこなのか。家族だけが抱え込んでしまっていないか。それが今回のテーマです。通院先がある場合は、通院している医療機関の主治医や担当の精神保健福祉士に相談してください。主治医はその方の病状を理解し、治療方針を持ち診療にあたっていますから、家庭での状況を話すことは貴重な情報提供となります。その上で家族は一番身近な支援者でもありますから現在の治療方針や見たてを説明してくれます。

通院医療機関に相談機能がない場合は、地域の保健センターや保健所に相談しましょう。住んでいる市町村によって保健センターや保健所の役割が異なりますが、精神保健福祉部門の相談員がいますので、相談してみましょう。相談した結果、地域の支援者が家庭訪問を実施する場合があります。前回お話しした障害者基幹相談支援センターの相談員が自宅を訪問する場合があります。ぜひ本人と会ってもらいましょう。少しの時間、挨拶程度でもかまいません。家族以外の支援者との関係作りは時間がかかりますが、まず、家族以外の人が自宅を訪ねてきてくれる環境を家族として作ってください。

また、すでに利用されているかもしれませんが、精神科訪問看護を検討してみましょう。精神科に従事した経験のある看護師が自宅を訪問し、生活のサポートをおこないます。医療機関と連携し、主治医に日常生活での困りごとや生活状況を理解してもらえるような情報提供をしてくれます。

(p8に続く)

相談をどこにするか、その相談機関の相談員がはたして状況を把握して事態が良い方向に動くのかと疑問に思われるご家族も多いかと思います。相談していくことにも力が必要です。障害者総合支援法においては、精神障害・身体障害・知的障害や難病など様々な障害について同じルールに基づいた施策となっています。窓口が分かりにくいというご意見を伺います。家族としての思いを相談機関の窓口にお届けください。一つの相談機関では対応できない場合は、連携して対応するような仕組み作りが始まっています。

2023年度の賛助会費・寄附報告

年会費をいただきました。ありがとうございました。

賛助会費 (1口3千円/年)として

1人分 1口

(寄附)

大家連へのご支援、大変ありがとうございました。

氏 名	地 域	寄 附
(匿名)	城 東 区	5,000円
一般社団法人つどい	東 大 阪 市	3,000円
古澤 馨	八 尾 市	3,000円
柏木美和子	八 尾 市	10,000円
(匿名)	八 尾 市	30,000円
山本幸弘	住 吉 区	50,000円
雲川雅美	交 野 市	50,000円
蔭山正子	東 京 都	10,000円
羽田信子	寝 屋 川 市	3,000円
ねや川サナトリウム	寝 屋 川 市	30,000円
溝口医院	河内長野市	10,000円
京谷クリニック	西 区	10,000円
東布施野田クリニック	東 大 阪 市	10,000円
松林 昇	東 淀 川 区	3,000円
かわすみクリニック	鶴 見 区	10,000円
木村クリニック	高 槻 市	10,000円

(匿名)	東 住 吉 区	30,000円
野崎京子	豊 中 市	5,000円
高槻さつき会	高 槻 市	100,000円
新阿武山病院	高 槻 市	30,000円
大阪狭山つくし会	大阪狭山市	15,000円

(2023年9月9日～2023年11月30日)

□□□ 編集後記 □□□

▲少年の頃「モノには手順というものがあるんじゃない」と亡父に叱られたことがあった。家事の手伝いで失敗した頃である。

▲近年、知人に入浴中の転倒、溺死の事故が数件起きている。一日の疲労を癒す場所が最後の場になろうとは！！

▲そこで入浴にも手順を定めた。手すりの棒を掴み左足から浴槽にカカシ立ち。湯温に慣れたところおもむろに両足から全体を沈めて大あくび・・・出る時も必ず手すり棒のやっかいになる。

▲人生いろんな点で無理な行動をしてはいないだろうか。手抜きをしている僅かな気のゆるみが重大事故を招いているとも考えられる。(編集委員 奥村 昭)



2023年度の共同募金配分金 54.1万円が決定しましたのでお知らせします。

赤い羽根共同募金の寄付による配分金でだいかれん誌の発行が成り立っています。

寄付下さった皆さまに心よりのお礼申し上げます。

又、会員の皆さまには赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 大野 素子
 連絡先 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 アネックスパル法円坂 (A棟4階)
 Tel 06-6941-5797 Fax 06-6945-6135
 ホームページ daikaren.org だいかれん で検索もできます

振込先 郵便振替 00970-4-72221 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会

定 価 1部100円 (大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会
 大阪市天王寺区真田山町2-2 東興ビル4階

